

鹿児島県公報

令和7年12月5日(金) 第675号の5



鹿児島県

発行鹿児島県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編集総務部学事法制課
定例発行日(毎週火, 金)

目次

(※については例規集登載事項)
ページ

公安委員会規則

- 指定自動車教習所の指定及び検査等に関する規則等の一部を改正する規則(※)
(免許試験課取扱い) 1

公安委員会規則

指定自動車教習所の指定及び検査等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月5日

鹿児島県公安委員会委員長 鍾野孝清

鹿児島県公安委員会規則第36号

指定自動車教習所の指定及び検査等に関する規則等の一部を改正する規則
(指定自動車教習所の指定及び検査等に関する規則の一部改正)

第1条 指定自動車教習所の指定及び検査等に関する規則(平成9年鹿児島県公安委員会規則
第5号)の一部を次のように改正する。
別記第5号様式を次のように改める。

第5号様式(第5条関係)

指定申請書記載事項変更届	
第 年 月 日	
鹿児島県公安委員会 殿	
届出者 住所 氏名 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者)</div>	
変更を受けようとする教習所の名称	
変更を受けようとする教習所の所在地	
変更する記載事項	
変更後の記載事項	
備考	

(取消処分者講習の実施に関する規則の一部改正)

第2条 取消処分者講習の実施に関する規則(平成15年鹿児島県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別記第14号様式及び別記第15号様式中

「

氏名	
----	--

」を
「

氏名(フリガナ)	()
----------	-----

」に改め

る。

(大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する細則の一部改正)

第3条 大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する細則(令和4年鹿児島県公安委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式(第2条関係)

変更届	
第 年 月 日 号	
鹿児島県公安委員会 殿	
届出者 住所 氏名 〔法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者〕	
変更を受けようとする教習所の名称	
変更を受けようとする教習所の所在地	
変更する添付書類の記載事項	
変更後の添付書類の記載事項	
備 考	

附 則

この規則は、令和7年12月15日から施行する。